

第1回定例会報告

第1回定例会には次のとおり議案が上程され、委員会付託された議案については、3月13日、16日から18日にかけて審議されました。上程された議案の議決結果及び賛否状況は次のとおりです。

【全会一致で可決等された議案】

議案番号	議案名
	議案の主な内容
議第2号	令和8年度土岐市国民健康保険特別会計予算 予算額51億6,253万3千円
議第3号	令和8年度土岐市駐車場事業特別会計予算 予算額6,572万8千円
議第4号	令和8年度土岐市介護保険特別会計予算 予算額62億4,308万4千円
議第5号	令和8年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計予算 予算額4,989万8千円
議第6号	令和8年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計予算 予算額558万1千円
議第7号	令和8年度土岐市後期高齢者医療特別会計予算 予算額12億547万9千円
議第8号	令和8年度土岐市水道事業会計予算 予算額28億6,250万5千円
議第9号	令和8年度土岐市下水道事業会計予算 予算額27億2,405万4千円
議第11号	令和7年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 補正額822万4千円
議第12号	令和7年度土岐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 補正額1,607万円
議第13号	令和7年度土岐市水道事業会計補正予算（第2号） 補正額9,550万円
議第14号	令和7年度土岐市下水道事業会計補正予算（第2号） 補正額4,300万円
議第15号	土岐市職員定数条例の一部を改正する条例について 選挙管理委員会の職員定数を、兼務6人から兼務10人へ改めるもの。
議第16号	土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給割合を改めるため、所要の改正をするもの。期末・勤勉手当の支給率を0.05月引き上げる。
議第17号	土岐市職員等の旅費に関する条例について 国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正に伴い、職員等の旅費を見直すため、所要の改正をするもの。

議案番号	議案名
	議案の主な内容
議第18号	土岐市非常勤の特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 選挙に係る職員の報酬について、職員が途中で交代した場合の取扱いを規定するため、所要の改正をするもの。
議第19号	土岐市印鑑条例の一部を改正する条例について 電気通信事業法の一部改正に伴い生じた号ずれを改める等のため、所要の改正をするもの。
議第20号	土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 国民健康保険法等の一部改正に伴い、国民健康保険料と併せて子ども・子育て支援納付金を賦課することとされたため、所要の改正をするもの。
議第21号	土岐市保健福祉センター・すこやか館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 保健センターの開館時間を短縮するため、所要の改正をするもの。
議第22号	土岐市介護保険条例の一部を改正する条例について 令和7年度税制見直しに伴い、前年度住民税非課税者に係る特例減免を行うため、所要の改正をするもの。
議第23号	土岐市火入れに関する条例の一部を改正する条例について 林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正をするもの。
議第24号	土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の補償基礎額を引き上げるため、所要の改正をするもの。
諮第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて 人権擁護委員に加藤泰幸氏を再推薦したいので、議会の意見を求めるもの。
議第25号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 令和7年度土岐市一般会計補正予算（第7号） 補正額5億9,253万7千円
議員提出 第1号	地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求に関する決議について 詳細は7ページを参照

【賛否が分かれた議案】

議案番号	議案名
	議案の主な内容
議第1号	令和8年度土岐市一般会計予算 総額249億200万円
議第10号	令和7年度土岐市一般会計補正予算（第8号） 補正額11億161万6千円



議案番号	議決結果	伊藤公男	安藤勝彦	渡邊豪	木股英明	大久保一夫	山内健	後藤正樹	安藤学	小関篤司	水石玲子	水野哲男	北谷峰二	鈴木正義	加藤淳一	杉浦司美	小栗恒雄	西尾隆久	塚本俊一
議第1号	可決	○	×	○	○	○	○	議長	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×
議第10号	可決	○	×	○	○	○	○	議長	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×

○…賛成 ×…反対

【監査請求について】

日本語学校の誘致について一般質問が行われましたが、その答弁において市の対応や事務手続きなどに疑義が生じたため、議会として監査請求を行うこととなりました。

地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定に基づき、下記のとおり監査委員に監査を求め、その結果の報告を請求する。

記

1 監査を求める事項

- (1) 旧東濃看護専門学校建物及び敷地の土岐市と株式会社インフィニット・グロースとの賃貸借契約締結に至るまでの協議記録、事務手続きは適正に処理されているのか。また、随意契約の締結に関する手続きは関係法令に則り適正な事務処理がなされているのか。
- (2) 旧東濃看護専門学校建物及び敷地の土岐市と株式会社インフィニット・グロースとの賃貸借契約について、建物の構造及び敷地の貸付条件から、建物全部を占有することになるため、部分貸しするのではなく1棟貸しして使用しない部分に関しては減免手続きをとるべきであると考え、部分貸しの賃貸借契約は適正であるのか。

2 監査を求める理由

旧東濃看護専門学校への日本語学校の誘致については、市議会全員協議会や一般質問の答弁によって説明を受けているが、誘致に至る経緯経過、東濃看護専門学校を誘致候補地とした経緯・経過、誘致企業である株式会社インフィニット・グロースとの賃貸借契約に至る経緯・経過について、適正な事務処理が行われているのか疑義があるため監査委員としての見解を明らかにされたい。

3 監査結果の報告期限

令和8年6月定例会閉会まで